

在宅における新型コロナウイルスの対応について 神奈川区版

神奈川区サービス事業所連絡会

各部会でのアンケートのご協力ありがとうございました。

改めてのお願いです。

この文書は神奈川区医師会の協力・監修のもと神奈川区内の各事業所
に対して発信させていただきます。

**新型コロナウイルスの感染者(陽性者)・濃厚接触者の連絡を受けたとき
私たち(サービス事業所)はどう動きますか？**

厚生労働省より 介護保険最新情報 Vol.919 が発表(令和3年2月5日
付) <https://www.mhlw.go.jp/content/000737975.pdf>

「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等
について」参照

1. まずここで確認！！

①感染者(診断を受けた方):保健所の指示に従って、入院・自宅療養等
が決定します。

→入院までのやり取りは**保健所の指示**に従ってください。

→自宅療養になったら？

*** 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが必要に応じて保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保するとなっている。**

②濃厚接触者：上記に準じる。

【濃厚接触者を正しく理解していますか？】

[新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者について 横浜市神奈](#)

[川区 \(yokohama.lg.jp\)](#) より引用

「濃厚接触者」については、国立感染症研究所「積極的疫学調査実施要領」において次のように定義しています。

患者の感染可能期間内に、次のような接触があった方のことをいいます。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予

防策なしで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

感染可能期間は次のとおりです。

- ・発症日の2日前から新型コロナウイルス感染症の診断を受けた後に隔離などをされるまでの期間

- ・無症状の方は検体採取日の2日前から新型コロナウイルス感染症の診断を受けた後に隔離などをされるまでの期間

以上の基準はありますが、「濃厚接触者」に該当するかは、患者担当の保健所が積極的疫学調査を行った上で、周辺の環境や接触状況などから総合的に判断し、神奈川区福祉保健センターから対象者にご連絡いたします。

つまり、保健所の判断で「濃厚接触者」は決定されます。**事業所やケアマネジャーの判断では決してありません**ので、留意が必要です。

2. 「陽性者」「濃厚接触者」に該当した場合

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」(厚生労働省老健局 令和2年12月)に基づく業務継続ガイドラインを各事業所で策定していると思いますので、その対応を行い

ましょう。

*** 個人情報の取り扱いには十分な注意が必要です。(利用者・家族・スタッフともに)**

偏見や差別につながらないよう特段の配慮が必要です。陽性者、濃厚接触者の方はとても苦しまれておられます。不用意な発言や偏見は無くしましょう。

*** 感染者・濃厚接触者でない場合は標準の感染症予防対策を行い、サービスの継続に努めましょう。**

神奈川区での利用者・家族、そして事業所のスタッフの感染を極力減らし、サービスの継続・維持をするためには各事業所が協力することが必要です。厚生労働省、神奈川県、横浜市から出ている情報・対策をもとに各事業所で取り組んでいきましょう。